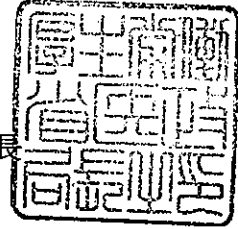


医政発1130第3号

平成24年11月30日

都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長



臨床研究拠点等の整備事業について

臨床研究拠点等の整備について、この度、臨床研究拠点等整備事業実施要綱を別添
のとおり改正し、平成24年11月30日から適用することとしたので、御了知の上、
貴管下関係機関への周知につき御協力いただきたい。

